

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	子ども医療費の給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八戸市は子ども医療費の給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

八戸市長

公表日

令和7年5月23日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費の給付に関する事務
②事務の概要	八戸市子ども医療費給付条例に基づき、子どもの健康の保持及び増進並びに出生育児環境の向上に寄与することを目的として、子どもの保護者に対し、医療費を助成する事務である。 八戸市個人番号の利用に関する条例の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 1. 子ども医療費の給付に関する事務 2. 受給資格証に関する事務 3. 各種届出の受理、審査、応答に関する事務 4. 子ども医療費の返還に関する事務 5. 受給資格の認定の申請の受理、審査、応答に関する事務 6. 受給資格証の切替えの申請の受理、審査、応答に関する事務 7. 損害賠償に関する届出の受理、審査、応答に関する事務
③システムの名称	子ども医療費・ひとり親家庭等医療費システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	○番号法第9条第2項 ○八戸市個人番号の利用に関する条例第4条第1項及び別表第1の3の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	(特定個人情報の照会の根拠) ○番号法第19条第9号 ○八戸市個人番号の利用に関する条例第4条第1項及び別表第1の3の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	こども健康部 子育て支援課
②所属長の役職名	副理事兼課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市庁 総務部 総務課 情報公開グループ 0178-43-2111 内線3011
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒031-8686 八戸市内丸一丁目1番1号 八戸市庁 こども健康部 子育て支援課 子育て給付グループ 0178-43-2111 内線5116

9. 規則第9条第2項の適用		[]適用した
適用した理由		

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。	
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [O] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	マイナンバー利用に事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底することをはじめ、子ども医療費事務では、上記のほか、例えば下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人で確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のシステムへの登録や入力 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等
9. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
	判断の根拠	情報提供ネットワークシステムで情報提供を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所有者には、離席時のログアウト徹底を呼び掛けている。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
H29.4.1	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステム情報連携 ②法令上の根拠	○番号法第19条第14号 ○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則第2条	○番号法第19条第8号 ○八戸市個人番号の利用に関する条例第4条第1項及び別表第1の2の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
H30.1.4	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	ホストコンピュータでの処理・管理、中間サーバー、団体内統合宛名システム	乳幼児等医療費・ひとり親家庭等医療費システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
H30.4.1	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	工藤 俊憲	三浦 幸治	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
H30.5.1	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成28年2月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
H30.5.1	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年2月1日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
H31.1.1	評価書名	乳幼児等医療費の給付に関する事務 基礎項目評価書	子ども医療費の給付に関する事務 基礎項目評価書	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
H31.1.1	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	八戸市は乳幼児等医療費の給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	八戸市は子ども医療費の給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
H31.1.1	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	乳幼児等医療費の給付に関する事務	子ども医療費の給付に関する事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
H31.1.1	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	八戸市乳幼児等医療費給付条例に基づき、乳幼児及び児童の健康の保持及び増進並びに出生育児環境の向上に寄与することを目的として、乳幼児及び児童の保護者に対し、医療費を助成する事務である。 八戸市個人番号の利用に関する条例の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 1. 乳幼児等医療費の給付に関する事務 2. 受給資格証に関する事務 3. 各種届出の受理、審査、応答に関する事務 4. 乳幼児等医療費の返還に関する事務 5. 受給資格の認定の申請の受理、審査、応答に関する事務 6. 受給資格証の切替えの申請の受理、審査、応答に関する事務 7. 損害賠償に関する届出の受理、審査、応答に関する事務	八戸市子ども医療費給付条例に基づき、子どもの健康の保持及び増進並びに出生育児環境の向上に寄与することを目的として、子どもの保護者に対し、医療費を助成する事務である。 八戸市個人番号の利用に関する条例の規定により、以下の事務において特定個人情報を取り扱う。 1. 子ども医療費の給付に関する事務 2. 受給資格証に関する事務 3. 各種届出の受理、審査、応答に関する事務 4. 子ども医療費の返還に関する事務 5. 受給資格の認定の申請の受理、審査、応答に関する事務 6. 受給資格証の切替えの申請の受理、審査、応答に関する事務 7. 損害賠償に関する届出の受理、審査、応答に関する事務	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
R2.4.1	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	平成30年5月1日	令和2年4月1日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
R2.4.1	II. しきい値判断項目 2. 取扱者 いつの時点の計数か	平成30年5月1日	令和2年4月1日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
R3.4.1	II. しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
R3.4.1	II. しきい値判断項目 2. 取扱者 いつの時点の計数か	令和2年4月1日	令和3年4月1日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
R3.9.1	I. 関連項目 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会の根拠) ○番号法第19条第8号	(特定個人情報の照会の根拠) ○番号法第19条第9号	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
R4.4.1	Ⅱ.しきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
R4.4.1	Ⅱ.しきい値判断項目 2.取扱者 いつの時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
R5.4.1	I 関連情報 5評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部 子育て支援課	こども健康部 子育て支援課	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
R5.4.1	I 関連情報 8特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合わせ 連絡先	八戸市 福祉部 子育て支援課 子育て給付グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線5116	八戸市 こども健康部 子育て支援課 子育て給付グループ 〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号 0178-43-2111 内線5116	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
R5.4.1	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
R5.4.1	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
R6.4.1	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
R6.4.1	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
R7.4.1	Ⅱしきい値判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
R7.4.1	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者数 いつの時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
R7.4.1	Ⅳリスク対策 8人手を介在させる作業	新設	(人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か) 十分である (判断の根拠) マイナンバー利用に事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底することをはじめ、子ども医療費事務では、上記のほか、例えば下記の局面で特定個人情報の取り扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人で確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のシステムへの登録や入力 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄 等	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
R7.4.1	Ⅳリスク対策 11最も優先度が高いと考えられる対策	新設	(最も優先度が高いと考えられる対策) ③権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 (当該対策は十分か【再掲】) 十分である (判断の根拠) 情報提供ネットワークシステムで情報提供を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、アクセス権限の所有者には、離籍時のログアウト徹底を呼び掛けている。これらの対策を講じていることから、権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。
R7.4.1	3. 個人番号の利用法令上の根拠	○番号法第9条第2項 ○八戸市個人番号の利用に関する条例第4条第1項及び別表第1の2の項	○番号法第9条第2項 ○八戸市個人番号の利用に関する条例第4条第1項及び別表第1の3の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
R7.4.1	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(特定個人情報の照会の根拠) ○番号法第19条第9号 ○八戸市個人番号の利用に関する条例第4条第1項及び別表第1の2の項	(特定個人情報の照会の根拠) ○番号法第19条第9号 ○八戸市個人番号の利用に関する条例第4条第1項及び別表第1の3の項	事後	その他の項目の変更であり、事前の提出・公表が義務付けられない。